

○益城町にぎわい活性化補助金交付要綱

令和2年5月19日告示第67号

改正

令和3年4月1日告示第61号

令和3年7月21日告示第84号

令和4年3月24日告示第25号

令和5年3月22日告示第45号

令和6年3月21日告示第51号

益城町にぎわい活性化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、益城町における熊本地震からの創造的復興「にぎわいづくり」の促進を図るため、団体等が実施するにぎわいづくりに向けた活動に係る費用の一部に対し、予算の範囲内において助成する益城町にぎわい活性化補助金（以下「補助金」という。）の交付について、益城町補助金等交付規則（平成22年益城町規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) にぎわい活性化事業

- ア 補助対象者自らが主催し、町内で実施する事業であること。
- イ 町のにぎわいづくりに寄与する事業で、特定の受益者を対象としない事業であること。
- ウ 単なる物品販売や営利を目的とする事業でないこと。
- エ 町民、町内事業者等が参加する事業であること。

(2) 中心市街地活性化事業

- ア 益城町中心市街地活性化基本計画に記載のある事業であること。
- イ 補助対象者自らが主催し、町内で実施する事業であること。
- ウ 町のにぎわいづくりに寄与する事業で、特定の受益者を対象としない事業であること。
- エ 単なる物品販売や営利を目的とする事業でないこと。

オ 町民、町内事業者等が参加する事業であること。

(3) 展示会等出展参加PR事業

ア 県外で開催される広く一般に公開された、販路拡大を目的として行う展示会・見本市等への参加であること。

(4) 特産品開発事業

ア 町の特産品を開発又は改良し、新しく商品化する事業であること。

イ 販売に際して、益城町特産品マークをパッケージ又はデザイン内に付与すること。

ウ 開発又は改良した特産品を益城町ふるさと納税返礼品へ登録すること。

2 補助対象事業の期間は、補助金交付決定の日から当該年度の3月末日までとする。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）の要件は、前条第1項に掲げる事業ごとに別表第1に定めるところによる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者又は団体は、交付対象者としない。

(1) 未成年者又は未成年者のみで構成される団体

(2) 政治活動及び宗教活動を目的とする者又は団体

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団）及び暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員）を構成員に含む団体並びに次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し又は使用している団体

エ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(4) その他町長が不相当と認める者又は団体

(補助金の額等)

第4条 町長は、第2条に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対し、補助金を交付する。

2 補助対象経費区分、補助率及び補助金の限度額は、別表第2に定めるところによる。

3 補助対象事業に、寄附金、協賛金、入場料、出展料、参加料、売上料、その他の団体

からの補助金等の収入（以下「その他の収入」という。）があり、補助金を受けること
によって収益が生じる場合は、補助金の額から収益相当額を控除する。

4 第1項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨
てるものとする。

（補助金の申請）

第5条 補助金の申請をしようとする者又は団体（以下「申請者」という。）は、益城町
にぎわい活性化補助金交付申請書（別記第1号様式）に別表第3の左欄に掲げる補助対
象事業の種類に応じ、同表の右欄に定める提出書類その他町長が必要と認める書
類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の交付の申請は、第2条に掲げる各事業につき1会計年度当
たり1回とする。

（補助金交付の審査等）

第6条 町長は、前条の規定により申請書等が提出された場合は、その内容を適正に審査
するため、益城町にぎわい活性化補助金交付審査会（以下「審査会」という。）を設置
し、審査を依頼するものとする。

2 審査会は、別に定める基準によりその補助金の交付の適否を審議し、町長に報告する
ものとする。

3 町長は、補助金の交付を適当と認めたときは、益城町にぎわい活性化補助金交付決定
通知書（別記第4号様式）により、補助金の交付を適当と認めないときは、益城町にぎ
わい活性化補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するもの
とする。

（事業計画の変更等）

第7条 前条第3項の規定により補助金の交付の決定を受けた者又は団体（以下「補助事
業者」という。）が事業計画書及び収支予算書の支出項目間の配分を変更しようとする
ときは、あらかじめ、益城町にぎわい活性化補助金事業計画変更等承認申請書（別記第
6号様式）により、町長の承認を受けなければならない。ただし、補助金額が変更にな
らないもの又は事業計画書の内容の軽微な変更についてはこの限りでない。

2 町長は、事業内容の変更等を適当と認めたときは、益城町にぎわい活性化補助金事業
計画変更等承認通知書（別記第7号様式）により、当該補助金交付者に通知するもの
とする。

(事業の全部又は一部中止の場合の措置)

第8条 気象条件、天変地異等主催者の意思に基づかない不測の事態により事業の全部又は一部の中止となった場合において、第6条の手続きにより既に交付決定がされた補助金のうち補助事業者において執行済みの経費及びキャンセル料等の中止に係る経費については補助対象とすることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業完了後、1か月を経過する日又は補助金交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、益城町にぎわい活性化補助金実績報告書(別記第8号様式)に別表第4の左欄に掲げる補助対象事業の種類の種類に応じ、同表の右欄に定める提出書類その他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、これを審査し、及び必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、益城町にぎわい活性化補助金確定通知書(別記第11号様式)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、益城町にぎわい活性化補助金請求書(別記第12号様式)により、町長に請求しなければならない。

2 町長は、必要と認めるときは、益城町にぎわい活性化補助金概算払請求書(別記第13号様式)により、補助金交付決定額の10分の8を限度として概算払をすることができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請又は事業計画の目的と著しく異なる活動を行ったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) その他町長の指示に従わなかったとき。

2 前条第2項の規定の適用を受けた補助事業者においては、概算払により交付された補助金の額が前条の規定により確定した補助金の額よりも多いときは、その差額を返還しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

補助対象事業の種類	交付対象者要件
にぎわい活性化事業 中心市街地活性化事業	(1) 町のにぎわいづくりに資する活動や取組を行う個人、法人又は団体であること。 (2) 定款、規約、規則等の組織の運営に関する定めを有していること。(個人を除く。) (3) 補助金の交付に関わらず、活動を継続できる個人、法人又は団体であること。 (4) 町税を滞納していないこと。 (5) 許認可等が必要な事業にあつては、許認可等を取得していること又は見込みがあること。 (6) 申請しようとする事業において、この要綱に定める補助金以外の公的な支援を国、県等から受けていないこと。 (7) 補助金に係る活動の透明性及びその活動の活動周知のため、活動内容等の公表に賛同できる個人、法人又は団体であること。 (8) 申請しようとする事業を開催する前に、町の広報媒体への掲載依頼及びその他の手段を活用した広報活動を行うこと。

<p>展示会等出展参加PR事業</p>	<p>(1) 町内に本社又は主たる事業所若しくは工場を有する法人又は町内の個人事業主であること。</p> <p>(2) 町税を滞納していないこと。</p> <p>(3) 許認可等が必要な事業にあつては、許認可等を取得していること又は見込みがあること。</p> <p>(4) 申請しようとする事業において、この要綱に定める補助金以外の公的な支援を国、県等から受けていないこと。</p> <p>(5) 補助金に係る活動の透明性及びその活動の活動周知のため、活動内容等の公表に賛同できる法人又は個人事業主であること。</p>
<p>特産品開発事業</p>	<p>(1) 以下のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に本社又は主たる事業所若しくは工場を有する法人又は町内に住所を有する個人若しくは町内において組織された団体であること。 ・ 益城町農産物を主な原料として新たな特産品を開発又は改良する町外の個人、法人又は団体であること。 <p>(2) 定款、規約、規則等の組織の運営に関する定めを有していること。(個人を除く。)</p> <p>(3) 対象者が町内に住所を有する場合、町税を滞納していないこと。</p> <p>(4) 許認可等が必要な事業にあつては、許認可等を取得していること又は見込みがあること。</p> <p>(5) 補助事業を完了できると認められる事業実績があること。</p> <p>(6) 申請しようとする事業において、この要綱に定める補助金以外の公的な支援を国、県等から受</p>

	<p>けていないこと。</p> <p>(7) 補助金に係る活動の透明性及びその活動の活動周知のため、活動内容等の公表に賛同できる個人、法人又は団体であること。</p> <p>(8) 完成した特産品は、町の広報媒体への掲載依頼及びその他の手段を活用した広報活動を行うこと。</p>
--	---

別表第2 (第4条関係)

補助対象事業の種類	補助対象経費区分		補助率	補助限度額
にぎわい活性化事業及び中心市街地活性化事業	報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師等への謝礼金 ・専門的技能を有する協力者等への謝礼金 ※補助対象経費合計の20%以内とする。	2/3以内	50万円
	旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師等への実費弁償 ・打合せ等の当該事業に係る旅費 ※補助対象経費合計の20%以内とする。 ※領収書が発行可能な公共交通機関のみとする。		
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業に必要な消耗品費 ※単価3万円未満(消費税を除く。)のものとする。 ※販売品に関する費用は対		

		<p>象外とする。</p> <p>※景品代（賞金、金券等を除く。）に関する費用は、単価1万円以下（消費税を除く。）とし、補助対象経費合計の20%以内とする。</p>		
	<p>役務費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送代、保険料、各種手数料 ・ 警備費 		
	<p>広報費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ チラシ、ポスター等の印刷製本費等 ・ ウェブサイトの作成費用及び更新費用（補助対象期間内に限る。） 		
	<p>使用料及び賃借料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設会場の使用料 ・ 備品借上料 ・ 著作権料 		
<p>展示会等出展 参加PR事業</p>	<p>負担金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出展料 ・ 展示装飾料 (看板製作、電気工事費等) 	<p>1 / 2 以内</p>	<p>10万円</p>
	<p>使用料及び賃借料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品借上料 		
	<p>役務費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬料 		

		(外部委託のみ)		
特産品開発事業	報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・開発又は改良事業に係る謝礼金 ※補助対象経費合計の20%以内とする。 	1 / 2 以内	50万円
	旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・開発又は改良事業に係る旅費 ※補助対象経費合計の20%以内とする。 ※領収書が発行可能な公共交通機関のみとする。 		
	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・試作品の製作や実験を行うために必要な材料を購入する経費（パッケージ等の副資材を含む。） 		
	設備購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・試作品の製作や実験を行うために必要な機器等の購入費（3万円以上50万円未満（消費税を除く。）） ・図書、資料等の購入費 		
	使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・試作品の製作や実験を行うために必要な機器、倉庫、敷地等の使用料及び賃借料 		
	広報費	<ul style="list-style-type: none"> ・試作品のパッケージ、ラ 		

		ベル等の印刷製本費等		
	委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試作品の製造及び改良委託料 ・ 商品やパッケージ、ラベル等のデザイン制作委託料 ・ 事業発展のためのコンサルタント会社への委託料 		
	役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送代及び通信運搬費 ・ 産業財産権の出願手数料（特許、商標、意匠等を得るための費用） 		
	検査費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質検査、成分分析費等 		

別表第3（第5条関係）

補助対象事業の種類	申請時提出書類
にぎわい活性化事業 中心市街地活性化事業	(1) 事業計画書（別記第2号様式） (2) 収支予算書（別記第3号様式） (3) 法人又は団体の定款、規約、規則等（個人の場合は、本人確認ができるもの） (4) 申請時において、益城町に未納がないことを確認できる書類
展示会等出展参加PR事業	(1) 事業計画書（別記第2号様式） (2) 収支予算書（別記第3号様式） (3) 町内に事業所等を有することを証明する書類（法人の場合は、登記事項証明書の写し、個人の

	<p>場合は、住所が確認できる本人確認書類（住民票、運転免許証等）</p> <p>(4) 展示会の概要や出展小間料等の金額がわかる書類（展示会等のパンフレット、出展申込書の写し、使用貸借契約書の写し等）</p> <p>(5) 出品予定の商品・製品のカタログ等の資料</p> <p>(6) 申請時において、益城町に未納がないことを確認できる書類</p>
特産品開発事業	<p>(1) 事業計画書（別記第2号様式）（申請時点での完成イメージ等を含む。）</p> <p>(2) 収支予算書（別記第3号様式）</p> <p>(3) 法人又は団体の定款、規約、規則等（個人の場合は、本人確認ができるもの）</p> <p>(4) 交付対象者要件に応じて、町内に事業所等を有することを証明する書類（法人の場合は、登記事項証明書の写し、団体の場合は、規約、規則等、個人の場合は、住所が確認できる本人確認書類（住民票、運転免許証等））</p> <p>(5) 申請時において、益城町に未納がないことを確認できる書類</p>

別表第4（第9条関係）

補助対象事業の種類	実績報告時提出書類
にぎわい活性化事業 中心市街地活性化事業	<p>(1) 事業報告書（別記第9号様式） （事業写真などを使用し、開催したイベント等の様子や実施内容がわかるように工夫すること。任意様式で別添も可）</p> <p>(2) 収支決算書（別記第10号様式）</p>

	<p>(3) 支出を証する領収書等の写し</p> <p>(4) 写真（消耗品費又は広報費を事業費に計上した場合に限る。）</p> <p>(5) その他町長が必要と認める書類</p>
展示会等出展参加PR事業	<p>(1) 事業報告書（別記第9号様式） （事業写真などを使用し、参加した展示会等の様子や実施内容がわかるように工夫すること。任意様式で別添も可）</p> <p>(2) 収支決算書（別記第10号様式）</p> <p>(3) 支出を証する領収書等の写し</p> <p>(4) その他町長が必要と認める書類</p>
特産品開発事業	<p>(1) 事業報告書（別記第9号様式） （事業写真などを使用し、開発途中の様子や実施内容がわかるように工夫すること。任意様式で別添も可）</p> <p>(2) 収支決算書（別記第10号様式）</p> <p>(3) 支出を証する領収書等の写し</p> <p>(4) 写真（設備購入費又は広報費を事業費に計上した場合に限る。）</p> <p>(4) その他町長が必要と認める書類</p>

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

益城町長 様

住 所 _____
 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)
 申請者 氏 名 _____
 (法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名)
 連絡先電話番号 () _____
 担当者 _____
 (法人その他の団体にあつては、連絡先及び担当者の氏名)

益城町にぎわい活性化補助金交付申請書

益城町にぎわい活性化補助金の交付を受けたいので、益城町にぎわい活性化補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	補助申請事業区分 (該当する者に☑)	<input type="checkbox"/> にぎわい活性化事業 <input type="checkbox"/> 中心市街地活性化事業 <input type="checkbox"/> 展示会等出展参加PR事業 <input type="checkbox"/> 特産品開発事業
2	誓約等事項 (該当する場合に☑)	<input type="checkbox"/> この申請に係る事業について、国、県等から同種の助成制度の適用を受けていないことを誓約します。 <input type="checkbox"/> 補助金に係る活動の透明性及びその活動の活動周知のため、活動内容等の公表に賛同できることを誓約します。 <input type="checkbox"/> この申請に係る事業について、住民票及び町税滞納の有無を調査されることを承諾します。 <input type="checkbox"/> この申請に係る事業について、必要な許認可等を取得している、又は取得見込みであることを誓約します。
3	総事業費	円
4	補助対象経費	円
5	補助金交付申請額	円
6	事業概要	

【注意事項】

- ※1 補助対象者要件に該当するか、益城町にぎわい活性化補助金交付要綱を必ず確認すること。
- ※2 申請時提出書類は、益城町にぎわい活性化補助金交付要綱 別表第3を参照の上、漏れのないようにすること。

別記第2号様式（第5条関係）

年 月 日

益城町にぎわい活性化補助金事業計画書

フリガナ 氏名 （法人その他の団 体にあつては、そ の名称、代表者の 氏名）	
事業名	
事業期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
事業内容等	（1）事業内容 ①（予定）事業場所： ②事業体制 ③事業内容 ④事業開催数 （2）事業の周知方法 （※特産品開発事業は記入不要） 参加者（対象者）の範囲及び人数 （※特産品開発事業は記入不要） 事業目標 期待される効果

※事業内容について、事業工程やイメージ写真の添付など工夫し、実施する事業がわかりやすく説明できるようにすること。

別記第3号様式（第5条関係）

年 月 日

益城町にぎわい活性化補助金事業収支予算書

氏 名 (法人その他の団体に あつては、その名称、 代表者の氏名)	
事 業 名	
総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
補助金交付申請額	円

収 入

単位：円

項 目	予算額	積算内訳
町補助金		
自主財源		
合 計		

支 出

単位：円

項 目	予算額	積算内訳
合 計		

※内訳が多数ある場合は、別紙に細目表を添付することができる。

別記第4号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

益城町長

益城町にぎわい活性化補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった益城町にぎわい活性化補助金については、益城町にぎわい活性化補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

事業名	
補助金交付決定額	円
事業期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

【注意事項】

- 1 事業内容等を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- 2 事業完了後、1月を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消す。
 - ① 虚偽の申請又は事業計画の目的と著しく異なる活動を行ったとき。
 - ② 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ③ 補助金交付の条件に違反したとき。
 - ④ その他町長の指示に従わなかったとき。

別記第5号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

益城町長

益城町にぎわい活性化補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった益城町にぎわい活性化補助金については、益城町にぎわい活性化補助金交付要綱第6条の規定により、下記の理由により不交付とします。

記

（理由）

別記第6号様式 (第7条関係)

年 月 日

益城町長 様

住 所 _____
(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)
申請者 氏 名 _____
(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名)
連絡先電話番号 ()
担当者 _____
(法人その他の団体にあつては、連絡先及び担当者の氏名)

益城町にぎわい活性化補助金事業計画変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた益城町にぎわい活性化補助金
について、益城町にぎわい活性化補助金交付要綱第7条の規定により、申請内容を下記のと
おり変更・中止・廃止したいので承認願います。

記

事 業 名	
変更・中止・廃止内容	補助金交付変更承認申請額 円
変更・中止・廃止理由	

※事業収支予算書の変更がある場合は、変更後の収支予算書を添付すること。

別記第7号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

益城町長

益城町にぎわい活性化補助金事業計画変更等承認通知書

年 月 日付けで変更等承認申請のあった益城町にぎわい活性化補助金については、益城町にぎわい活性化補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

事業名	
変更・中止・廃止 承認内容	
補助金交付変更承認額	

別記第8号様式（第9条関係）

年 月 日

益城町長 様

住所 _____
(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)
補助事業者 氏名 _____
(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名)
連絡先電話番号 ()
担当者 _____
(法人その他の団体にあつては、連絡先及び担当者の氏名)

益城町にぎわい活性化補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた益城町にぎわい活性化補助金について、下記のとおり事業が完了したので、益城町にぎわい活性化補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 益城町にぎわい活性化補助金事業報告書 別添のとおり
- 3 益城町にぎわい活性化補助金事業収支決算書 別添のとおり
- 4 その他添付資料
事業内容のわかる資料（写真、チラシ等）

別記第9号様式（第9条関係）

年 月 日

氏 名 _____
 （法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名）

益城町にぎわい活性化補助金事業報告書

事業名	
実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
実施場所	
来場者数	
事業内容等	<p>（写真などを使用し、実施した事業内容がわかりやすく伝わるように工夫してください。任意様式での別添可）</p> <p>（1）事業内容</p> <p>①事業場所：</p> <p>②事業体制</p> <p>③事業内容</p> <p>④事業開催数</p> <p>（2）事業の周知方法 （※特産品開発事業は記入不要）</p>
事業実施後の効果	
評価	（事業の内容について、自己評価してください。）

別記第10号様式（第9条関係）

年 月 日

益城町にぎわい活性化補助金事業収支決算書

氏 名 (法人その他の団体に あつては、その名称、 代表者の氏名)	
事 業 名	
総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円

収 入

単位：円

項 目	決算額	積算内訳
町補助金		
自主財源		
合 計		

支 出

単位：円

項 目	決算額	積算内訳
合 計		

※領収書等、支払関係書類を添付すること。(写し可)

別記第11号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

様

益城町長

益城町にぎわい活性化補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった益城町にぎわい活性化補助金について、益城町にぎわい活性化補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

事業名	
補助金交付確定額	金 円

別記第12号様式 (第11条関係)

年 月 日

益城町長 様

住 所 _____
 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)
 補助事業者 氏 名 _____
 (法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名)
 連絡先電話番号 () _____
 担当者 _____
 (法人その他の団体にあつては、連絡先及び担当者の氏名)

益城町にぎわい活性化補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定のあつた益城町にぎわい活性化補助金について、精算交付されるよう請求します。

記

1 請求額

補助金交付確定額	円
既 交 付 額	円
精 算 払 額	円

2 口座振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農 協	本店 支店 出張所 支所			種 目 1 普通 2 当座 3 その他	口 座 番 号						
	金融機関コード	店 舗 コ ー ド										
ゆうちょ銀行					—							
フリガナ												
口座名義												

別記第13号様式 (第11条関係)

年 月 日

益城町長 様

住 所 _____
 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)
 補助事業者 氏 名 _____
 (法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名)
 連絡先電話番号 () _____
 担当者 _____
 (法人その他の団体にあつては、連絡先及び担当者の氏名)

益城町にぎわい活性化補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた益城町にぎわい活性化補助金について、概算交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求事由

2 概算払請求額

補助金交付確定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

3 口座振込先

金融 機 関 名	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	本 店 支 店 出張所 支 所	種 目	口 座 番 号					
	金 融 機 関 コ ー ド	店 舗 コ ー ド	1 普通 2 当座 3 その他						
	ゆうちょ銀行		—						
	フリガナ								
口座名義									